

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		風景づくり団体の認定		
根拠例規及び条項		多治見市美しい風景づくり条例(平成 13 年条例第 10 号)第 8 条第 1 項、2 項		
所 管 部 課 名		都市計画部 都市政策課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市美しい風景づくり条例施行規則(平成 13 年規則第 50 号)第 3 条、第 4 条		
	基 準	風景づくりを推進することを目的として組織された団体 ・団体の活動が地域における風景づくりに有効であるもの ・団体の活動が地域の多数の住民に支持されているもの ・団体の活動が関係者の所有権などの財産権を不当に制限しないもの ・規則で定める要件を満たす団体規約が定められているもの		
	設定年月日	平成 13 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日程度 (注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 30 日		
	設定年月日	平成 13 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				